

令和5年度青森市指定管理者選定評価委員会 会議概要
(「指定管理者候補者選定」に係る審査)

1 開催日時 令和6年3月21日(木) 14:00～14:50

2 開催場所 中央市民センター 大会議室

3 対象施設 青森市民美術展示館

4 出席者

(1) 選定評価委員会

委員長 白戸高史(企画部次長)

副委員長 工藤拓実(総務部次長)

委員 松本大吾(青森大学准教授)

委員 西村晴夫(東北税理士会青森支部税理士)

委員 木村久美子(市民部次長兼行政情報センター所長)

委員 中村敦(農林水産部次長)

委員 石村淳(浪岡振興部次長)

(2) 施設所管課(文化学習活動推進課)

課長 東條英哲

主幹 櫻庭雄介

主査 山内一潤

(3) 制度所管課(財政課)

副参事 岩淵寿哉

主幹 宮崎恭次

主査 櫻田博光

主査 滝口貴史

5 案件 指定管理者候補者の選定について

6 審査結果

(1) 指定管理者候補者

- ・名称 一般財団法人青森市文化観光振興財団
- ・住所 青森市大字雲谷字梨野木63
- ・代表者 理事長 木村 文人

(2) 指定期間

令和6年7月1日 から 令和10年3月31日 まで（3年9か月間）

(3) 選定理由

- ・応募資格を満たしていること。
- ・「応募団体について」及び「効率性について」を除いた得点（98.41点）が最低基準点（81.00点）以上を獲得していること。

7 主な質疑内容

【防犯、防災、緊急時の対応に関する取組】

委員：各マニュアルについて、文化と観光など、分野ごとに分けて作成しているのか。

応募団体：大きくは分野ごとに整理しているが、施設の特性に合わせ、市のマニュアル等を参考にしながら、細かい部分を調整している。

委員：地震対策など、マニュアルを見ると市の存在しない部署の記載が残っているが見直しは行っているのか。

応募団体：施設ごとにマニュアルを設定する際に確認や見直しを行っている。

【職員の雇用・労働条件について】

委員：団体内で他の指定管理施設もあるが、施設間で賃金の格差はないのか。

応募団体：各施設において、最低賃金をクリアした形でスタッフ職員の給与を統一しているため、同様の労働内容であれば賃金に差は生じず、資格や責任によって調整が発生するのみである。

【収支計画】

委員：施設管理を行った結果赤字となった場合は、他施設の収益から補填するのか。

応募団体：美術展示館は他の施設と分けて管理することとなるため、赤字が発生した場合は他の施設での収益を直接充てるのではなく、団体で行っている自主事業の収益から補填する。

【来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画又は自主事業】

委員：新施設では展示室の面積がかなり減るため、利用の競合が想定されるが、その場合は他施設の利用も含めて調整するのか。

応募団体：青森市民ホールのギャラリー及び青森市文化会館の展示室など、展示用途で利用できる管理施設の空き状況も踏まえ、利用を調整を図る考えである。

委員：情報発信にXやFacebookの活用を例示しているが、InstagramやLINEなど、他のSNSの利用は考えていないか。

応募団体：美術展示館のPRについては、美術展示館が美術作品を展示する用途で利用される施設の特性から、ビジュアルを中心に市民へ訴求する方向性で検討しており、最適な周知手法について今後検討していきたい。

【施設管理計画】

委員：施設が移設することによって管理の条件が変わり、以前と勝手が違うということはないか。

施設所管課：美術作品を展示するための施設であることは変わらず、管理上ではギャラリーを分割使用するための可動壁の管理が発生する以外、これまでとそれほど違いはない。

【来館者を増加させるためのPR及びイベントの実施計画又は自主事業】

委員：展示のない期間には市所蔵美術作品を展示することとしているが、施設の利用が増えると、展示室が埋まるので市所蔵美術作品を展示することはできなくなるのではないか。

施設所管課：全館利用でない限り、展示室中央のシェアスペースでは市所蔵美術作品の展示を行うこととしており、来館者が何らかの市所蔵美術作品の展示を観覧できる環境は維持していく方針である。